

自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ
(第 63 回)

平成 29 年 10 月 26 日 (木) 午前 9 時
日本証券業協会 第 4 会議室

議 案

1. 自主規制規則の見直しに関する検討計画への対応について

- 協会員の従業員による信用取引及び有価証券関連デリバティブ
取引等の禁止の見直し
- 取引所又は証券金融会社による規制措置が取られている銘柄に
係る説明義務の適用除外

2. その他

以 上

「協会の従業員による信用取引及び有価証券関連デリバティブ取引等の禁止の見直し」に係る意見募集結果（概要）を踏まえた対応について

平成29年10月26日

1. 意見募集結果（概要）

（質問2 集計結果）

-従業員による信用取引等の解禁議論を進める是非-

①解禁の必要性及びメリットがあるので、検討を進めたほうがよい	1 社
②解禁の必要性及びメリットはさほど感じないが、検討は進めたほうがよい	5 社
③解禁の必要性及びメリットはあるが、態勢構築等が困難（コストを含む）と考えられるので、これ以上検討を進めないほうがよい	1 社
④解禁の必要性及びメリットが感じられないので、これ以上検討を進めないほうがよい	5 社

（解禁のメリットについて）

- 「①解禁の必要性及びメリットがあるので検討を進めたほうがよい」は1社、及び「③解禁の必要性及びメリットはあるが、態勢構築等が困難（コストを含む）と考えられるので、これ以上検討を進めないほうがよい」を選択したのは1社であり、解禁にはメリットがあるとした社は合わせて2社であった。

一方、解禁の必要性及びメリットがないとする「②解禁の必要性及びメリットはさほど感じないが、検討は進めたほうがよい」及び「④解禁の必要性及びメリットが感じられないので、これ以上検討を進めないほうがよい」は合わせて10社であった。

⇒大半の社が、解禁の必要性及びメリットを感じられないとしていることが明らかである。

(管理態勢の構築について)

- 解禁を行った場合に、従業員の投機的取引を防止するために必要と考えられる措置について、半数以上の社が必要と回答した項目が12の項目のうち8項目（①②③④⑤⑦⑧⑪）に上った。

⇒解禁した場合、強固な管理態勢が必要であることが共通認識された

(質問 1 集計結果)

-解禁した場合に必要であると考えられる管理態勢-

①従業員が信用取引等を行うとき取引の都度個別銘柄ごとに事前に協会の承認を得る	8 社
②従業員と顧客との間の利益相反関係を考慮し、信用取引等を行うことができる部署を限定する	7 社
③従業員が行うことができる取引の種類・類型、取引可能な銘柄等を限定する	9 社
④従業員が信用取引等を行うことができる目的（例：既存ポジションのヘッジ目的）を限定する	8 社
⑤従業員が信用取引等を行うとき、金額・数量・期間・回数など一定の基準を設ける	10 社
⑥従業員が信用取引等を行うとき、事前に個別または集合で研修を実施する	4 社
⑦従業員が行った信用取引等について、従業員から取引残高報告書等により報告させる	6 社
⑧従業員の信用取引等による不公正取引が行われていないかモニタリングを行う	8 社
⑨従業員の信用取引等の状況を取締役会等（コンプライアンス委員会などのコンプライアンスに関する会議体を含む）に定期的に報告する	2 社
⑩従業員の信用取引等の状況を日本証券業協会に定期的に報告する	0 社
⑪従業員が他の協会員に口座を開設（既に他の協会員に口座を開設している場合も同じ）するとき、必ず事前承認を行う	7 社
⑫従業員の信用取引等に関する社内規則等を金融庁に届出する	0 社
⑬その他	5 社

(検討の継続について)

- 質問 2 において、「①解禁の必要性及びメリットがあるので検討を進めたほうがよい」を選択されたのは 1 社のみという状況であった。

また、「②解禁の必要性及びメリットはさほど感じないが、検討は進めたほうがよい」を選択したのは 5 社であった。

⇒②を選択した理由の大半は、解禁についてではなく、投機的取引が何であるか明らかにできれば参考となるためということと見受けられる。ただし、一部には、ヘッジ取引を認めてほしいとの意見もあった。

2. 意見募集結果を踏まえた対応

① 「解禁」の議論について

意見募集結果では、検討を希望する社においても、本規制の「解禁」の議論ではなく、「投機的取引」の定義を明らかにしたいことが主な理由であった。

しかしながら、法令で規定される「専ら投機的利益の追求を目的とした取引」は、取引の個別事例に即して個別具体的に判断されるものであることから、その定義や基準を一律に示すことは困難であると考えられる。

また、現状でも現物株式については、法令で規定される「専ら投機的利益の追求を目的とした取引」に抵触しないよう各協会の業態やリスクに応じて、反対売買禁止期間（保有期間制限）や場中取引の禁止等を社内規程に定めるなどしている。そのような中、本協会が、信用取引の基準や「投機的取引」の定義を一律に示すことは、困難であると考えられる。

加えて、検討を進めないほうがよいという社、必要とされる管理態勢の構築も多くメリットを感じないという社が多いことは明らかである。

⇒よって、「解禁」についての議論は進めないことでよい。

② 従業員規則第7条第4号への例外追加に係る検討の有無

上記①を踏まえたうえで本WGにおいて議論できるのは、明らかに投機的ではない取引を従業員規則第7条第4号の例外に位置づけることを検討することではないか。

なお、平成19年開催の本WGにおいて、報酬として取得した株式・ストックオプションのヘッジ取引については投機的取引ではないことが明らかであることから、従業員規則第7条第4号の例外として位置づけた経緯がある。

以 上

**「取引所又は証券金融会社による規制措置が取られている銘柄（日々公表銘柄）に係る
説明義務の適用除外」に係る意見募集結果（概要）を踏まえた対応について**

平成 29 年 10 月 26 日

1. 意見募集結果（概要）

（質問 3 集計結果）

－日々公表銘柄の説明義務の廃止に係る要望の再開の是非－

① 再開したほうがよい	2 社
② 一旦検討を中止したほうがよい（※）	10 社

※ PTS における信用取引の開始決定後の状況を確認後、改めて議論を再開するかどうか、本 WG において事務局よりお諮りする予定。

（議論継続について）

- 日々公表銘柄に関する説明義務の廃止について、検討時期を延期したほうがよいといった意見が大勢を占めた。主な延期の理由としては、PTSにおける信用取引全体の枠組みがわかってから検討すべきといった意見が多く、当該取引が解禁された際、再度、本規制を見直す必要が生じた場合に、システム改修や社内対応の再変更など、規制コストが過重となることが考慮されたものと考えられる。

⇒ 検討は一旦中止すべきという意見が大半であった。

（議論再開に向かったの準備について）

- 一方で、PTSにおける信用取引とは切り離して、現在の取引所における信用取引に関する対応として、議論を進めたほうがよいといった意見もあった。

⇒ 取引所における信用取引の説明義務廃止の是非について、次年度以降の検討再開時の材料として、一定の方向性は議論できると考えられるがどうか。

（日々公表銘柄の周知性等について）

- 規則見直し提案では、取引所における信用取引の日々公表銘柄に係る周知性（取引所ホームページ、協会ホームページの公表及び日本経済新聞朝刊の掲載）が認められるので、協会から重ねて情報提供することについて、顧客のニーズは低いと考えられるとしていた。これが共通認識であれば、PTSにおける信用取引に係る日々公表銘柄の周知方法の決定により、説明の要否を議論すればよいことになると考えられる。
- また、日々公表銘柄の指定を受けた銘柄は、信用取引に係る委託保証金の率の引上げや、代用有価証券の代用掛目の引下げなどとは異なり、取引条件を規制する制限ではないため、

説明義務を課す必要性があるか議論してはどうかといった意見もある。

- 一方で、現状の方法では十分とは言えないとの認識が多数であれば、PTSにおける信用取引に係る日々公表銘柄の周知方法の決定如何にかかわらず、説明義務の廃止は不可能と考えられる。

⇒ 現状の周知性等について認識は如何か。

(質問4 集計結果)

－日々公表銘柄の説明義務の対象取引範囲の見直し提案に対する議論の是非－

① 議論を行ったほうがよい	4社
② 議論を行う必要はない	5社
③ 本提案は、平成28年度に提出された本要望と同じ規則の議論であるため、本要望の議論と同時に行ったほうがよい	3社

(対応について)

- 回答①の選択理由は、本規制の対象取引の範囲を信用取引の新規受託に限定すべきというものであった。その一方、義務の細分化を望まない意見や、そもそも本件は改善提案とは別議論であり、今回は議論を行う必要はないとする意見もあった。また、質問3と同じ規則に関する議論となるため、説明義務の廃止議論の再開時に合わせて議論すべきとの声もあった。

⇒ 議論を希望する社は少数であった。

2. 意見募集結果を踏まえた対応

① 日々公表銘柄の説明義務の廃止について

一旦検討を中止したほうがよいという社が大多数であった。その一方で提案のあった周知性や規制の意義について現状認識の確認を行っておく必要性も考えられる。

⇒ 一旦検討は中止するが、提案のあった周知性等についての現状認識を確認することにより、

② 日々公表銘柄の説明義務の対象取引範囲の見直しについて

現時点で説明義務の対象取引の範囲を見直す議論を行うべきとする社は少数であった。

⇒ 今回は検討を行わないということにより、

以 上

意見募集結果

平成 29 年 10 月 26 日

事務局では、平成 29 年 9 月 26 日開催の第 62 回「自主規制規則の改善等に関するワーキング・グループ」において頂戴した様々な意見を踏まえ、今後の議論の方向性を見出すにあたり、10 月 2 日から 10 日にかけて、ご質問及び意見募集を行い、以下のとおり、その結果を取り纏めた。

○ 協会の従業員による信用取引及び有価証券関連デリバティブ取引等の禁止見直し

質問 1 従業員による信用取引等を解禁した場合に、投機的取引などの不公正取引を防止するために必要であると考えられる管理態勢について、以下のうち該当するものすべてにチェックをしてください（複数回答可）。

(回答)

①従業員が信用取引等を行うとき取引の都度個別銘柄ごとに事前に協会の承認を得る	8 社
②従業員と顧客との間の利益相反関係を考慮し、信用取引等を行うことができる部署を限定する	7 社
③従業員が行うことができる取引の種類・類型、取引可能な銘柄等を限定する	9 社
④従業員が信用取引等を行うことができる目的（例：既存ポジションのヘッジ目的）を限定する	8 社
⑤従業員が信用取引等を行うとき、金額・数量・期間・回数など一定の基準を設ける	10 社
⑥従業員が信用取引等を行うとき、事前に個別または集合で研修を実施する	4 社
⑦従業員が行った信用取引等について、従業員から取引残高報告書等により報告させる	6 社
⑧従業員の信用取引等による不公正取引が行われていないかモニタリングを行う	8 社
⑨従業員の信用取引等の状況を取締役会等（コンプライアンス委員会などのコンプライアンスに関する会議体をむ）に定期的に報告する	2 社
⑩従業員の信用取引等の状況を日本証券業協会に定期的に報告する	0 社
⑪従業員が他の協会に口座を開設（既に他の協会に口座を開設している場合も同じ）するとき、必ず事前承認を行う	7 社
⑫従業員の信用取引等に関する社内規則等を金融庁に届出する	0 社
⑬その他	5 社

⇒ 「⑬その他」に記載された必要な管理態勢

- ・従前通りの役職員売買ルールを継続し、信用取引は行わない予定【B社】
- ・業界横断のインフラとして、従業員の口座の有無及び銘柄、数量、現物・信用の別等を登録したデータベース（所属している協会員でない口座のデータも網羅する）を作成し、一定の制限された部署から照会が可能とすることで、所属している協会員における実効的な事前確認を実施する【D社】
- ・受注する金融商品取引業者に確認義務を課す。【E社】
- ・協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則第4条に基づいて各社が定めている態勢。【F社】
- ・他証券において信用取引等を行う場合には、当該他証券は信用取引にかかる取引報告書等をその従業員の所属する証券会社あてに送付する。【G社】

質問2 本WGでの議論及び上記の回答も踏まえ、従業員による信用取引等の解禁の議論を進めることについてどのようにお考えですか？該当するものにチェックをしてください。また、選択された理由（解禁の必要性及びメリットがあるとお考えの場合はその具体的な内容を含む）も併せてお示しください。

（回答）

①解禁の必要性及びメリットがあるので検討を進めたほうがよい	1社
②解禁の必要性及びメリットはさほど感じないが、検討を進めたほうがよい	5社
③解禁の必要性及びメリットはあるが、態勢構築等が困難（コストを含む）と考えられるので、これ以上検討を進めないほうがよい	1社
④解禁の必要性及びメリットが感じられないので、これ以上検討を進めないほうがよい	5社

⇒ ①の理由

・会員の従業員が資産形成やリスク管理に有効な取引手段を利用できるようになるというメリットがあります。また、規則が制定された70年前とは協会員の内部管理のレベルも変わってきており、日本取引所グループの意見書にあるような、信用取引等が一律に投機的であるというマイナスのイメージを業界として自ら発信しているようにも見える現状を変えるメリットが期待できます。全協会員が一律にあらゆる種類の信用取引等を解禁する必要はなく、例えば、インサイダー取引の懸念がない有価証券の信用取引等（ETFの信用取引および株価指数を原資産とするデリティブ取引）を対象に、業態に応じた管理態勢の整備ができる協会員が自社の従業員に対して解禁することでメリットの実現は期待できるため、検討を継続すべきと考えます。【F社】

⇒ ②の理由

・投機的利益の追求を目的としない売買について、コンセンサスを得られる可能性もあるので、WGにおける検討は進めたほうがよい。

解禁となる結論を得る場合においては、先の地場出し・地場受け規制改正時の規則第4条の考え方と同様なガイドラインで、各社においてルール作成することや留意点等を明記して頂きたい。

【B社】

・地場出し・地場受け規制が廃止されたものの、信用・デリバ禁止の観点からは、他社役職員のフラグ建て管理が残る状況。投機的取引につき、自社役職員は自社で監視する具体的な態勢のイメージが共有できれば、信用・デリバの解禁はありうると考える。（例：他社役職員に対して、通常の顧客管理以上の特別なモニタリング等は不要であることや、各社ベースでは信用・デリバを原則禁止することも合理的な対応のひとつであることを確認しつつ、投機的取引に該当するおそれのない例、ある例についてより明確化を図ることが前提になるのではないかな。なお、証券会社間の取引報告書の直送義務等はそもそも地場出し規制廃止を行ったこととの関係では、実質的な規制復活になる可能性があるため、現行どおり、各社間の対応は任意（各社が自社役社員に提出させる）という形にとどめてはどうか。【C社】

・投機的売買には明らかに該当しないと考えられる取引（ヘッジ取引、つなぎ売り等）に限定し、緩和する方向で検討を進めるべきと思料する。ただし、体制構築等の管理コスト（ランニングコストを含む）との兼ね合いもあり、メリットがさほど感じられないことから、丁寧な議論・検討が必要と考える。【E社】

・当社では信用取引等を行いたいという従業員からの要望はほとんど聞かれないため、解禁の必要性は感じられないが、具体的にどのような行為が法令上禁止されている「投機的取引」に該当するのかという点に関して協会員で検討し、一定の明確化を図ることには意義があるものと考えられるため。【L社】

・信用取引及有価証券関連デリバティブ取引が解禁された場合、従業員が保有する個別株のポジションのヘッジを目的とした取引が見込めると思われます。但し、投機的利益の追求、インサイダー取引や利益相反取引とならないよう、各社において当該取引を行う際の事前承認手続きや事後的なモニタリング等による適正なコントロールを整備する必要があると考えます。【M社】

・信用取引等が、必ずしも投機的売買ではない場合もあると考えますが、それにつながる恐れもある取引であると思われます。管理体制や投機的売買の考え方を示した上で検討が必要かと思えます。【J社】

・（進め方のご提案）前回のWGで委員のおひとりから、金融庁に対し「専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買その他の取引等をする行為」（以下「専ら・・・」）の解釈を求めるべきとの意見がありましたが、確かにかなり重たい要求のように思いますし、結局、示された解釈についてのガイドライン/QAのようなものがないと回らないと思います。ただ、ただ自主ルール

を検討するにあたってはこの点は避けて通れないようにも思います。

進め方としては、例えば、「業界として現行ルールに代わるもの（緩和する方向のもの）を新たに作りますがよいでしょうか。新しいルールは、『●●を対象とし、■■の視点から、実質的に▲▲が生じるか』の観点から作成します（※）。」というような聞き方で基本方針の確認を金融庁に対し行い、「イエス」の回答であれば、具体的な議論に入る、というものではいかがでしょうか。

※「専ら・・・」禁止の実効性を担保する自主ルールのひとつとして、「信用デリバの一律禁止」に代わり、「①の取引を対象に、②の視点で、実質的に③の弊害がないかどうか」の観点から新たな自主基準を検討する。

①規制対象/範囲：広く商品、取引の種類問わない。不公正取引（金商法 158～）には当たらない取引も対象。

②規制の視点：「金額、頻度、取引態様、流動性（銘柄/市場）」

③規制の実質：株価に及ぼすインパクトが過大かどうか【O社】

・検討・議論を進めることは否定しない。解禁後も信用取引等を行う従業員は少数であると想定される一方、解禁する場合には社内の態勢構築等の負担は生じるため、解禁の必要性およびメリットは感じられない。仮に解禁したとしても、各協会の社内での判断等により、従業員による信用取引等は禁止とする（現状のままとする）取扱いとしてよいか、明確化していただきたい。

【P社】

・なぜ今緩和をするのか背景・理由をしっかりと説明してほしい。協会の処分判断として、信用取引をしているために「投機的取引」と判断されている事例も過去多い。従ってこれが解禁されたら、「投機的取引」となる判断基準が実態的・具体的に変わるのか、当該基準を協会として示してほしい。【Q社】

・信用取引等の解禁の議論を進めるのであれば、一方で、禁止行為である「投機的利益の追求を目的とする取引」（以下、投機的取引）に該当基準を明確化していただきたい。投機的取引事例を参照すると信用取引実施の事例も多く、信用取引等の解禁をするものの投機的取引の基準は従来通り総合的判断という運営では社内に対する説明や運営の見直しが中途半端になる懸念がある。

【R社】

⇒ ③の理由

・質問 1、⑬の回答にも記載しましたが、地場だし・受け規制が廃止された状況において、如何に社内体制を構築しようとも管理態勢には限界があります（悪意を持った従業員が社内規則を無視して他証券に発注していた場合には、自社では取引状況を把握できない。）。検討を進めるのであれば、注文を受ける証券会社における規制を導入する議論と併せて行う必要があると考えます。

【G社】

⇒ ④の理由

・市場の流動性を高めるために行うべきは、協会員のお客さまによる委託売買の活性化と考える。解禁しても有意なメリットが感じられない一方で、想定されるガバナンス上及び運営上の対応に係るコストは大きく、経済的に合理性が無いことから課題が多い。【D社】

・グローバルの基準からみて、現状のルールが厳しすぎるのであれば、他国の運用を参考にしつつ再検討する必要があるかと思う。しかし、ここ数年で投資銀行業務をグローバルに展開している会社においては、個別銘柄の取引自体を自主的に禁止し始めており、(法令諸規則での比較ではなく) 実態ベースでみた場合には必ずしも現状のルールが厳しすぎるともいえないのではないかと思う。こうしたトレンドの中であえて規則を緩和し、内部管理の負担の増加や、顧客との利益相反リスクを高めるメリットはないように思う。【H社】

・当社においては、地場受けは廃止したが、地場出しは社内規則で規制していることから、従業員による信用取引等の解禁についても、社内規則で規制する方向になると考える。従って、自主規制規則を改正し従業員による信用取引等を解禁した場合でも、当社従業員に係る管理態勢に変更はないと考える。なお、業等府令において、金融商品取引業者等の役員若しくは使用人が、専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買その他の取引等をする行為を禁止行為としていることから、当社従業員の現物及び信用取引等の売買は管理できるが、地場受けによる他社の従業員の信用取引等が投機的な取引の禁止行為に該当するか否かの判断及び態勢構築等は困難と考える。更に、一部の協会員からの要望に対し、全協会員へのしわ寄せがあり、解禁の必要性及びメリットが感じられず、さらに態勢構築等が困難（コストを含む）と考えられるので、これ以上検討を進めないでいただきたい。【I社】

・基本的には解禁に反対の立場ですが、仮に当社で対応するとすれば、

質問 1-② 売買審査部× 投資リサーチセンター（調査部等）×

質問 1-③ 制度信用銘柄での取引のみ

質問 1-⑤ クロス取引について検討必要性？【K社】

○ 取引所又は証券金融会社による規制措置が取られている銘柄（日々公表銘柄）に係る説明義務の適用除外

質問3 平成28年度に提出された本要望について、平成29年度に議論を再開したほうがよいとお考えですか？該当するものにチェックをしてください。また、選択理由も併せてお示しください。

(回答)

①再開したほうがよい	2社
②一旦検討を中止したほうがよい(※)	10社

※ PTSにおける信用取引の開始決定後の状況を確認後、改めて議論を再開するかどうか、本WGにおいて事務局よりお諮りする予定です。

⇒ ①の理由

・PTSにおける信用取引の検討は時間がかかるものと思われ、またその内容も取引所市場における信用取引とは相当に異なるものになることも想定されるので、取引所信用取引に関する対応としての議論を進めても良いのではないかと思います。【G社】

・PTSにおける信用取引の開始決定後の状況が未確定であるにも拘らず、それにあわせて先送りせず、現在協会員が本規制の影響を感じている状況にあることから、議論を再開し検討をしていただきたい。実効性のある自主規制規則の制定をお願いいたします【I社】

・資料2の3頁に記載された「検討事項」①～③の論点を見る限りでは、少なくとも特定投資家に関しては除外されるべきかどうか規則改正を検討してもよいと思われます。金商法においては、特定投資家に対しては顧客と業者の情報格差を是正するための一定の義務が免除されています。また協会の投資勧誘規則においても、第6条の2(注意喚起文書の交付)、第8条(確認書の徴求)、第10条(預金等との誤認防止)で特定投資家が除外されていますが、本件に係る第12条では除外されていません。「検討事項」の趣旨を踏まえて、他の説明等義務と比較して第12条において特定投資家を除外しない特段の理由があるのか、協会から説明を頂けたらと考えます。現時点で目処のたっていないPTSにおける信用取引の枠組みとの関係についても、特定投資家の取扱についての見直しのみであれば大きな影響はないのではないかと考えます。【M社】

・PTSにおける信用取引とは切り離して検討すべきと考えるため。【O社】

⇒ ②の理由

・本件の議論にあたっては、日々公表銘柄の指定を受けた銘柄は、取引条件が制限されるものではないため、取引条件を制限する規制(信用取引に係る委託保証金の率の引上げや、代用有価証券の代用掛目の引下げなど)と同様に説明義務を課す必要性があるか議論してはどうか。【A社】

・PTSにおける信用取引全体の枠組みが判ってから、追加事項を含めて検討すればよいのではないかと考えます。

【B社】

・ 早期に結論を得て実施に至る見込みが小さい状況であれば、検討再開時期は協会事務局運営に任せたい。【C社】

・ PTS における信用取引の動向を注視するため。【D社】

・ 本議題については、PTS 信用取引制度開始を待つこととして延期していた経緯があり、今再開しなければならない切迫した事情がないのであれば検討を中止することもやむなしと考える。【E社】

・ 信用取引顧客は日々公表銘柄の周知方法を認識しているという前提で、該当規則廃止の議論をしているため、PTS における信用取引の開始決定後の状況を確認後に議論すべきと考えます。なお、当社は個人向けにインターネット経由の信用取引をサービス提供していますが、信用取引を行う個人がすべて日々公表銘柄の周知方法を認識し、日々公表銘柄であることを確認して取引していると考えerことは無理があると考えます。【F社】

・ PTS における信用取引の開始決定後の状況を確認してからの方が良いと思います。【J社】

・ 質問 3-②の通りではあるが、例えば、HP 等に公表している事を顧客に予め書面で交付し、説明する方法等を認める事で対応できるのではないかと考えます。【K社】

・ PTS の信用取引の解禁の議論が煮詰まってない中で、この議論を進めるのは時期尚早と考えます。【N社】

質問 4 「投資勧誘規則」第 12 条の説明義務の対象について、「信用取引の新規受託」に限定する（反対売買、現引き、現渡しを除外する）ことを検討してはどうかとの提案がありました。本提案について、平成 29 年度の本 WG で議論を行ったほうがよいとお考えですか？該当するものにチェックをしてください。また、選択理由も併せてお示しください。

(回答)

①議論を行ったほうがよい	4 社
②議論を行う必要はない	5 社
③本提案は、平成 28 年度に提出された本要望と同じ規則の議論であるため、本要望の議論と同時に行ったほうがよい	3 社

⇒ ①の理由

・ 「投資勧誘規則」第 12 条の説明義務の対象について、「信用取引の新規受託」に限定する案を支持します。【D社】

・ 本提案は、PTS 信用取引の内容に関わらず、議論は出来るものと思料する。なお、第 12 条の趣旨は「過当勧誘の防止」にあることから、議論の対象は第 3 項に限定せず、第 2 項乃至第 5 項を

対象として、いずれも「新規取引」に係る規制措置とすることを検討すべきと考える。【E社】

・「信用取引の新規受託」に限定する理由として、本規制の説明状況のモニタリング時に、単価訂正、反対売買、現引き、現渡しにおいて、顧客の投資判断が変わったことを認識したことがないことから、実効性のある自主規制規則の制定（見直し）をお願いするものです。【I社】

・反対売買、現引き、現渡しの性質を踏まえた議論をすべきと考えるため。【O社】

⇒ ②の理由

・PTS における信用取引全体の枠組みが判ってから、追加事項を含めて検討すればよいのではないか。【B社】

・趣旨は理解しますが、対応を細分化するのは別途のリスクが生じると考えます。対応としては「信用取引に対する規制」全般について検討すべきではないかと考えます。【G社】

・本要望の議論と同時に行っても良いが、別要望とも考えられるので。【J社】

・例えば信用取引で買付後に規制措置となったと仮定した場合、顧客が反対売買や現引きをする際には、顧客が規制措置について知らない状況も考えられる等の理由から。【K社】

・特にこの点に絞った議論は必要ないと思われます。【M社】

・投資勧誘規則第12条第3号の信用取引における規制銘柄の周知義務の趣旨は、投資家保護を目的としたものであり、この点第5号の周知義務と同様の効果を目的としていると思われ、信用取引規制銘柄の周知義務のみを撤廃することに疑問がある。【N社】

⇒ ③の理由

・早期に結論を得て実施に至る見込みが小さい状況であれば、検討再開時期は協会事務局運営に任せたい。【C社】

・要望は信用取引を行う顧客がすべて日々公表銘柄の周知方法を認識し、日々公表銘柄であることを知って取引しているということを前提としています。一方で、WGでの提案は新規建てしたときに日々公表銘柄ではなかったものの、返済時には日々公表銘柄に指定されていた場合、その情報によって投資判断が変わらないということを前提としています。同じ規則の議論ではありますが、両者の議論の前提が異なるため、慎重に議論したほうがよいと考えます。【F社】

以 上



東海財務局

豊証券株式会社に対する行政処分について

平成29年10月20日

東海財務局

1. 豊証券株式会社(本店:愛知県名古屋市、法人番号6180001041714)(以下、「当社」という。)に対する検査の結果、以下の法令違反の事実が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた(平成29年10月13日付)。

(1) 損失補填行為

当社X支店において平成25年9月から同28年3月までの間は次長の職に、同28年4月から同29年4月までの間は支店長の職にあった者A(以下「A支店長」という。)は、顧客1名に対して、損失の補填を事前に約束した上で株式の売買取引を行わせたほか、当該顧客を含む3名の顧客に対して、株式の売買取引において実際に発生した損失を補填するため、自己資金合計約465万円を顧客の取引口座に入金した。

ア 事例1

A支店長は、平成26年11月頃、顧客Bに東京証券取引所マザーズ上場株式の買付けを推奨したところ難色を示されたため、自己の営業成績向上を図る目的で、「損が出たら私が持ちます。」などと発言し、顧客もこの発言により買付けに同意したことから、同年同月、当該株式を買い付けさせた。その後、平成27年5月、顧客Bが当該株式の売付けを行い、この結果損失が発生したことから、A支店長は、上記の約束に基づき、自己資金105,659円を顧客Bの取引口座に入金した。

イ 事例2

A支店長は、平成26年2月、顧客Cが、信用取引の追加保証金の差入れが必要となったため、取引を継続することに難色を示したことから、自己の営業成績向上を図る目的で、「私が資金を出すので取引を続けて欲しい。」などと発言した。顧客Cは、A支店長の発言により取引を継続することに同意したことから、A支店長は、追加保証金及び今後損失が発生した場合の決済損金に充当してもらう目的で、自己資金1,000,000円を顧客Cの取引口座に入金した。その後、顧客Cが順次、信用取引建玉の決済を行い、この結果生じた損失の一部に、先にA支店長が入金していた1,000,000円を充当した。

A支店長は、その後も、顧客Cに取引を継続してもらう目的で同様の行為を繰り返し、上記を含め、平成26年4月2日から同28年7月8日までの間に、信用取引により生じた損失の一部に充当するため、自己資金合計3,119,676円を顧客Cの取引口座に入金した。

ウ 事例3

A支店長は、顧客Dに対して、事例2と同様に、平成28年1月21日から同年8月5日までの間に、信用取引により生じた損失の一部に充当するため、自己資金合計1,430,518円を顧客Dの取引口座に入金した。

(2) 専ら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買

A支店長は、専ら自己の有価証券売買益を獲得する目的で、顧客Eからの借入金(約1億5千万円)を原資として、親族を含む2顧客の取引口座を使用して、自己の計算により、平成25年12月から同29年1月までの間、国内上場株式の売買取引を頻繁に行った(延べ売買合計623回、延べ約定代金合計約5億3千万円)。

上記(1)及び(2)の背景として、以下のとおり、当社の法令等違反行為に係る防止態勢が不十分な状況が認められた。

- ・ 当社は、支店長等の営業管理職が行う営業状況の適切性を確保するための管理態勢が不十分であった。
- ・ 平成28年3月及び同29年2月に、2店舗で無断売買、名義借り及び顧客との金銭貸借といった法令等違反行為が

発生しているが、当社経営陣は、その発生原因は行為者の属人的な問題との意識が強く、発生原因を十分に分析した上で、実効性ある再発防止策を策定・実行することをしてこなかった。

上記(1)アの行為は、金融商品取引法第39条第1項第1号及び第3号に掲げる行為に、同イ及びウの行為は、同項第3号に掲げる行為に該当するものと認められる。

また、上記(2)の行為は、同法第38条第8号(平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号)に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第12号に掲げる行為に該当するものと認められる。

2. 以上のことから、本日、当社に対し、金融商品取引法第51条の規定に基づき、以下の行政処分を行った。

○業務改善命令

- (1)本件に係る責任の所在及び発生原因を明確化すること。
- (2)経営管理態勢及び内部管理態勢の見直しを図り、その十分な機能発揮の確保に取り組むこと。
- (3)法令違反の根絶に向け、営業管理職を監視する態勢を見直すなど、実効性のある再発防止策を講じること。
- (4)営業管理職以上を中心に、役職員の法令等遵守意識を徹底するため、必要な研修等を実施すること。
- (5)上記(1)～(4)について、その実施状況を平成29年11月20日までに書面で報告すること。

本ページに関するお問い合わせ先

東海財務局 理財部 証券監督課

052-951-2498

信用取引の契約締結前交付書面（参考様式）【抜粋】

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、信用取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

- 信用取引は、お客様に一定の保証金(委託保証金)を当社に担保として差し入れていただき、売付けに必要な株券(※)、優先出資証券、投資信託の受益証券、投資証券等(以下「株券等」と言います。)や買付けに必要な資金を当社からお客様にお貸しして売買を行っていただく取引です。
- 信用取引には、2つの種類があります。具体的には、「制度信用取引」と「一般信用取引」の2種類があります。この2つの信用取引の間には、利用できる銘柄の範囲や返済の期限等について異なる制約がありますので、ご注意ください。
- 信用取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失が発生する可能性をもち合わせもつ取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、投資者自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

（※）株券…この説明書では株券を中心に説明しておりますが、優先出資証券、投資信託の受益証券、投資証券等につきましても、基本的に取扱いは同じです。

手数料など諸費用について

- ・信用取引を行うにあたっては、別紙「〇〇〇〇」に記載の売買手数料、信用管理費、名義書換料及び権利処理手数料（一般信用取引）をいただきます。
- ・信用取引の買付けの場合、買付け代金に対する金利をお支払いいただきます。また、売付けの場合、売付け株券等に対する貸株料及び品貸料をお支払いいただきます。

【注：各社の実情に応じて適宜規定すること。（金額、上限額、計算方法等を記載すること。）】

委託保証金について

- ・信用取引を行うにあたっては、別紙「〇〇〇〇」に記載の委託保証金（有価証券により代用することが可能です。）を担保として差し入れていただきます。
- ・委託保証金は、売買代金の30%以上で、かつ30万円以上が必要です。また、有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等は、別紙「代用有価証券の種類、代用価格等」に定めるところによります。

【注：各社の実情に応じて適宜規定すること。（額又は計算方法を記載すること。）】

信用取引のリスクについて

信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、信用取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- 信用取引を行うにあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※1）といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 信用取引により売買した株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたり、代用有価証券の価格が値下がりすること等によって、委託保証金の現在価値が売買代金の20%未満となった場合には、不足額を所定の期日までに当社に差し入れていただく必要があります。
- 所定の期日までに不足額を差し入れない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉（信用取引のうち決済が終了していないもの）の一部又は全部を決済（反対売買または現引・現渡）される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになります。

• 信用取引の利用が過度であると金融商品取引所が認める場合には、委託保証金率の引上げ、信用取引の制限または禁止の措置等をとることがあります。

※ 詳細は、各取引所で公表されている「日々公表銘柄の指定等に関するガイドライン」及び「信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン」でご確認いただけます。

このように信用取引は、お客様の投資した資金に比べて大きな利益が期待できる反面、価格の変動が予想と違った場合には、損失も大きくなります。したがって、信用取引を利用するときは、その仕組みをよく知り、お客様自身の判断と責任において行うようお願い

いたします。

信用取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ 信用取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

(以下略)